

保育士等キャリアアップ研修の受講要件について

1. 対象の研修

- 神戸市私立保育園連盟が実施する保育士等キャリアアップ研修
- 神戸市幼保事業課が実施する公私合同研修

2. こども家庭庁「保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要」について

ア.【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、
⑥保護者支援・子育て支援

＜対象者＞ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者
(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

イ.【マネジメント研修】

＜対象者＞各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

ウ.【保育実践研修】

＜対象者＞保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験 合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

3. 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づく変更内容について

＜変更点＞

- ア.【専門分野別研修】・イ.【マネジメント研修】の受講については、保育園等での勤務経験が1年以上の者を目安とする
- ウ.【保育実践研修】の受講については、新任保育士、潜在保育士等に積極的に受講していただき、現場での実践力の向上をはかる。

4. 一部受講証明書発行に必要な保育士登録県名・番号の提出期限について

申込時に保育士登録県名と番号が未入力の方は、判明次第速やかにお知らせください。

期限： 研修受講の翌日より1か月以内

※キャリアアップ研修は毎年度6月以降に実施されており、研修受講時には保育士登録証は発行されている。

※提出期限を過ぎた場合は、一部受講証明書の発行はできない場合があります。

5. 変更時期

令和8年度実施の研修より変更